は　じ　め　に

本市におきましては、平成２５年６月に「たつの市議会基本条例」を議員の発議により制定いたしました。

議会基本条例は、平成１８年５月に北海道栗山町議会が全国で初めて制定したもので、各議会の運営等の基本原則を定めた条例であり、全国の都道府県、政令市、市町村等、多くの自治体において制定されています。

本市の議会基本条例は、その前文で「議会としての権能を発揮するため議会改革を進めるとともに、市民の意思を的確に捉え、分権時代にふさわしい議会を目指さなければならない。」と規定するとともに「市民への積極的な議会情報の公開と十分な議員間討議を通して、市民に対する説明責任、議決責任を果たすとともに、議会諸活動への市民参加を推進し、信頼される議会運営に知り組まなければならない。」としており、本市議会もさまざまな改革に取り組んでいるところです。

この条例の規定を受け、本市議会では各会議の原則公開、市民との意見交換会、政務活動費の収支報告書や議会交際費のホームページでの公開などにより、少しずつではありますが議会の見える化を図っているところです。

各委員会の管外行政視察報告書につきましては、基本条例の制定以前から、調査事項のより一層の活用を図るため、多くの方に見ていただけるよう、一冊の報告書にまとめております。

平成２９年度におきましても、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会が、先進自治体の取組みについて、現地で生の声を聴くことで研修を行ったものを本書のとおり取りまとめましたので、多くの方にご高覧いただき、さまざまな機会に活用していただければ幸いです。

平成３０年４月２７日

たつの市議会議長　龍　田　　惇